

益城町復興まちづくり計画の作成

1. 本計画の基本方針

(1) 前提条件

本計画は、益城町復興計画の取り組む分野として掲げられている「生活環境の整備」や「新たな都市基盤の整備」に関する部分を実現していくための具体的な計画として位置付ける

(2) 基本方針

前提条件を踏まえ、本計画の基本方針を以下のとおりとする。

- 幹線道路や生活道路は、幹線道路ネットワークの整備と連携し、住民を避難地に迅速かつ安全に避難することができる機能を有するもの、また、配置とすることにより、安全・安心な住宅エリアの整備に寄与させる。
- 安全・安心な交通環境とするため、生活道路は行き止まりの解消や緊急車両が走行可能な幅員とする。
- 公園、緑地、広場その他の公共空地は、日常での利用に加えて、避難地としての機能も兼ね備えるものとし、日常での来園しやすさとともに、住民を迅速かつ安全に避難することができる配置とする。

※今後、避難路・避難地以外の基本方針を追加させます。

2. 主要防災関連施設（避難地・避難路など）の設定（定義）

- ・主要防災関連施設などについては、法、基準などにより名称、定義などが一元となっていない。
- ・そのため、今回、上記法、基準などを基にし、下記のとおり、各避難施設などを、本計画において設定（定義）する。

今回名称	今回定義	各法・基準などにおける名称	定 義	根拠となる法、基準など
広域防災拠点	同右 ・面積要件なし	広域防災拠点	・大震火災等の災害が発生した場合において、救援活動、復旧・復興活動等その被害軽減のための積極的な諸活動を行うための拠点。 ・面積概ね 50ha 以上、広域公園等	・防災公園ガイドライン
地域防災拠点	同右 ・面積要件なし	地域防災拠点	・大震火災等の災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる拠点。 ・面積概ね 10ha 以上、都市基幹公園等	・防災公園ガイドライン
広域避難地・場所 (2次避難地)	・発災時に、主に町内に居住する方々が避難する場 ・二次災害の危険性を回避する場 ・総合公園 ・面積 10ha 程度 ・避難圏 2 km	広域避難地	・地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。 (1)面積が 10ha 以上のもの (2)面積が 10ha 未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が 10ha 以上となるもの (3)土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。） ・都市基幹公園、広域公園等 ・避難圏 2 km	・大臣基準改正 ・防災公園ガイドライン ・内閣府資料
		広域避難場所	・避難活動などに利用できる建物が整備されている広域避難地。	・防災公園ガイドライン
指定避難地・場所 (1次避難地)	・発災時に、主に近隣住民が避難する場 ・二次災害の危険性を回避する場 ・地区公園、公共空地、運動施設 ・面積 1 ha 以上 ・避難圏 500m	一次避難地	・地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積 1 ha 以上のものであること（広域避難地に該当するものを除く。） ・近隣公園、地区公園等 ・避難圏 500m	・大臣基準改正 ・内閣府資料 ・内閣府資料
		一次避難場所	・避難活動などに利用できる建物が整備されている一次避難地。	・防災公園ガイドライン
いつとき 一時避難地 (緊急避難地)	・発災直後に、緊急に避難する身近な場 ・街区公園 ・避難圏 250m	一時避難地	・発災後、余震等を避け、情報収集や近所の安否確認等のために、仮に避難する場。	・防災公園ガイドライン
		緊急避難の場	・発災直後に、緊急に避難する場。地震災害時においては建築物・家屋の崩壊、落下物等の種々の危険や余震、津波等、水害時においては氾濫流等から逃れるため、緊急避難する身近な都市公園等。	・防災公園ガイドライン
		身近な防災活動の拠点	・大震災等の災害発生時における主に身近な防災活動の拠点 ・面積 500m ² 以上（人口集中地区について 300m ² 以上）、街区公園等	・防災公園ガイドライン
指定緊急避難場所	同右 ※広域避難地・場所、一次避難地・場所及び一時避難地から、町が指定したものとする。	指定緊急避難場所	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町が指定する。	・災害対策法第 49 条の 4
指定避難所	同右 ※広域避難地・場所、一次避難地・場所及び一時避難地から、町が指定したものとする。	指定避難所	・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、町が指定する。	・災害対策法第 49 条の 4
福祉避難場所		福祉避難場所	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所。一般的には、2次避難所として位置付けられる	・災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 5 号
主要避難路 (2次避難ルート)	・広域避難地・場所への経路となる道路 ・広幅員を確保	避難路	・広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道 ・幅員 15m 以上の道路または幅員が 10m 以上の緑道 ・沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路または緑道（上記を除く）	・大臣基準改正
補助避難路 (1次避難ルート)	・自宅から一時避難地への経路となる道路 ・主要避難路に接続し、一時避難地から一次避難地・場所や広域避難地・場所への経路となる道路 ・幅員 4 または 6 m 以上			
消防活動用道路 (緊急避難ルート)	・消防自動車が行き可能な幅員 6 m 以上の道路 ・道路沿いに消防水利を備える	消防活動用道路	・消防自動車が行き可能な幅員 6 m 以上の道路	・内閣府資料

※「避難地」と「避難(場)所」の違い

「避難地」が避難する土地を意味し、「避難(場)所」は避難する場所を言うが、通常、「避難(場)所」は建物を意味する場合が多い。（「防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案)」(国土交通省、平成 27 年 9 月改訂版)より)

※防災公園ガイドライン：「防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案)」(国土交通省、平成 27 年 9 月改訂版)、大臣基準改正：「避難地・避難路の大臣基準改正【国土交通省告示第 7 6 7 号】」、内閣府資料：「地震防災施設の整備状況に関する調査 中間報告」(内閣府(防災担当)、平成 14 年 7 月)